

事業目的

予防接種法第23条第4項の規定に基づき、集団免疫の現状及び病原体の検索等の調査を行い、各種疫学資料と併せて検討し、予防接種事業の効果的な運用を図り、さらに長期的視野に立ち総合的に疾病の流行を予測する。

現状

- 例年、感受性調査については、各都道府県と実施内容（疾病、対象数）を事前に調整したうえで、7～9月頃に実査を行い、年内に検査結果をとりまとめ、翌年度5月頃に分析結果を公表していたところ。
- 今般の新型コロナウイルス感染症の一連の影響を受けて、**各都道府県における例年通りの実施が困難な状況**にある。
 - ① ご協力いただいている各都道府県の実施体制確保（特に保健所、地方衛生研究所）が困難
 - ② 検査用検体（主に血液）の収集が困難（集合健診や献血の機会が減少しており、必要な検体数が確保できない）等

実施方針（案）

- 事業目的を踏まえて、令和2年度も**原則は例年通りの実施**とする。
- ※ ただし、各都道府県の実情に応じて、調査結果に影響を与えない範囲（注）での**延期や実施規模の縮小について検討・調整**させていただくことがありうる。（注）10月以降は季節性インフルエンザのワクチン接種が開始するなど。
- ※ 各都道府県の検査体制が確保できない場合は、検体を送付いただければ国立感染症研究所における検査実施について応相談

（感受性調査の実施スケジュール（イメージ））



（参考）予防接種法

（国等の責務）

第23条第4項 国は、予防接種による免疫の獲得の状況に関する調査、予防接種による健康被害の発生状況に関する調査その他予防接種の有効性及び安全性の向上を図るために必要な調査及び研究を行うものとする。

事業の概要

